

天草広域連合広域計画

【第5次計画】

[令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)]

天草広域連合

第5次天草広域連合広域計画目次

第1 はじめに

- 1 天草圏域の概況と設立経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第5次広域計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 第5次広域計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 第5次広域計画の計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 第4次広域計画（R3(2021)～R7(2025)）の取り組みの総括・・・・・・・・・・ 4

第3 第4次広域計画から第5次広域計画への主な変更点・・・・・・・・・・ 6

第4 第5次広域計画（R8(2026)～R12(2030)）の取り組み方針

- 1. 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関する事
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 広域サインに関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 消防に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事・・・・・・・・・・ 16
- 5. ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関する事・・・・・・・・ 18
- 6. 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等
 の策定に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 7. 広域計画の期間及び改定に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1 はじめに

1 天草圏域の概況と設立経緯

天草圏域は、熊本県の西南部に位置し、有明海、不知火海及び東シナ海に囲まれた大小 120 余りの島々からなる島しょ地域で、東西約 48Km、南北約 44km、面積約 878.38Km²を有し、標高 400～600mまでの山々が多く平坦地が少ない地域であり、河川は短く保水力に乏しいため、自然災害や水不足の要因となっています。

気候は、年平均気温 18.8℃、年間降水量約 2,200～2,400mmと比較的温暖多雨であることから、本圏域の産業は、海に囲まれた環境と温暖な気候を生かし、漁業、農業を基幹産業として発展してきました。また、南蛮文化や平成 30 年(2018 年)7 月にユネスコの世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」である崎津集落をはじめとした数多くのキリシタンの歴史、イルカウォッチングや恐竜化石など多くの観光資源に恵まれた地域であり、雲仙天草国立公園の「天草地域」指定から令和 8 年(2026 年)7 月 20 日で 70 周年を迎えます。この風光明媚な自然と、マラソンやハイヤ踊りなどの元気溢れる天草の様々な取り組みを展開するとともに、基幹産業である農林水産業活性化のため柑橘類果実や野菜、花き栽培の振興や魚介類のブランド化などに取り組んでいます。

これらの産業の振興と住民生活の利便性の向上に欠かせない社会資本の整備においては、熊本都市圏と天草圏域の連携強化を図るため地域高規格道路の整備や港湾施設、広域農道などをはじめとする基盤整備を進めるとともに、九州圏域全体のアクセスとして天草空港の利用促進、圏域を越えた交流連携構想の実現を目指しています。

一方、住民の生活に直結する市町行政については、地方分権型社会構築を基本に、基礎自治体としての行財政能力の向上を図るため、広域合併が進められ、平成 16 年(2004 年)3 月に上天草市が、平成 18 年(2006 年)3 月には天草市がそれぞれ誕生し、天草圏域は、苓北町を含めた 2 市 1 町で構成することとなりました。

このような中、天草広域連合は、住民の生活活動範囲や経済活動範囲が市町の枠を越え広域化し、行政需要も効率化が求められることから、平成 11 年(1999 年)7 月に介護認定審査事務について、公平性・公正性を確保することなどを目的に設立され、その後、消防事務、ごみ処理事務などを加え現在に至っています。

2 第5次広域計画の策定趣旨

広域計画は、広域連合に求められる広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応することを基本に、広域連合を組織する市町やその住民に対して、「広域連合が掲げる目標や事務処理の具体的方針を示し、広域連合と関係市町が相互に連携しながら適切な役割分担のもと機能的に事務処理を進めていくための指針」となる計画です。

天草広域連合では、地方自治法第291条の7の規定に基づき、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を計画期間とする「第4次広域計画」を策定し、それに沿って各種施策を展開してまいりました。

この間、天草圏域においては、少子化や域外転出などにより人口は減少の一途をたどり、また、高齢化が急速に進行しています。

さらに、関係市町の財政状況は、合併算定替え終了に伴う普通交付税の一本算定への移行や税収の減少などにより、ますます厳しくなっています。

このような状況下にあって、多様化する広域行政需要に的確に対応するとともに、住民のより一層の福祉の向上を図るためには、今後も引き続き、限られた財源を集中的かつ重点的に配分し、より効率的で効果的な行政運営に努める必要があります。

以上のような観点に立ち、「第5次広域計画」の策定にあたっては、「天草広域連合広域計画等策定審議会」の答申を踏まえるとともに、「天草はひとつ」という認識のもと、今後の5年間を見据えた計画としています。

3 第5次広域計画の構成

第5次広域計画は、国、県の重要施策及び関係市町の基本構想や諸施策との調和を保つとともに、天草広域連合広域計画等策定審議会の答申を踏まえ「主要目標」を設定し、その実現に向けた施策、事務事業の達成方針を計画するものとします。

(1) 計画策定の視点

- ① 少子高齢化、経済情勢の変化、関係市町の財政状況、住民ニーズの多様化などに的確に対応できる計画とします。
- ② 関係市町の関連事務の推進施策・動向などと連携した計画とします。
- ③ 関係市町や住民の意見を反映し、施策の目標が明確となる計画とします。
- ④ 住民との協働・参画による天草圏域の発展と住民福祉の向上に寄与する計画とします。

(2) 第5次広域計画の項目

- ① 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- ② 広域サインに関すること。
- ③ 消防に関すること。
- ④ ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- ⑤ ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。
- ⑥ 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。
- ⑦ 広域計画の期間及び改定に関すること。

4 第5次広域計画の計画期間

第5次広域計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

第2 第4次広域計画（R3(2021)～R7(2025)）の取り組みの総括

広域連合は7項目にわたる事務を実施しており、第4次広域計画に係る各項目における主な取り組みについては下記のとおりです。

1. 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること

- (1) 審査会委員の任期途中での辞退及び任期満了での辞退がありましたが、合議体編成の調整や医師会他関係機関への協力要請を行い、第4次広域計画期間中を通じて130名の委員数の維持確保ができました。
- (2) 現任委員については、県主催の研修会（Web配信）を活用し、必要な知識・技能の習得及び向上を図りました。また、新たな審査会委員を対象とした、新規委員研修を2年任期直前の令和4年度（2022年度）と令和6年度（2024年度）に開催し、審査会の概要、審査の手順等について習得を図りました。
- (3) 令和5年度（2023年度）に予定していた介護認定審査会システム機器の更新を、標準準拠システムの移行に併せ、令和7年度（2025年度）に行う予定です。
- (4) 事務の効率化及び紙廃棄物の削減を目的に、令和4年（2022年）8月以降タブレット端末による審査会を実施しました。また、令和5年度（2023年度）には新たにタブレット端末8台を導入しペーパーレス化を図りました。

2. 広域サインに関すること

- (1) 各市町において追加掲示、支障物件の撤去等サインの整理を行い、現在の管理数は256基となりました。（五和町土砂崩れ復旧による1基撤去）
- (2) 令和6年（2024年）3月、御所浦町に「恐竜の島博物館」が完成し、天草市からの申請により、サインの名称変更等盤面修正を行いました。

3. 消防に関すること

- (1) 大矢野分署を北消防署へ格上げし、3署10分署体制への移行が完了したことにより迅速的確な指揮体制が構築され、出動体制については各消防署からの応援出動体制の強化を図りました。
- (2) 定員管理計画については、署所統廃合を見据えて職員削減を予定していましたが、救急需要の増加や各種災害に対応するため、現署所を維持することとし、条例定数218人まで充足しました。
- (3) 北消防署訓練棟の建設及び苓北分署の建て替えが完了しました。
- (4) 消防車両配備計画に基づき、中央消防署へ人員輸送車、北消防署へ水槽付救助ポンプ自動車、南消防署へ指揮車、有明・倉岳・新和・五和・松島・東天草の各分署へ小型水槽付き消防ポンプ自動車を配備、中央・北・南消防署をはじめ有明・倉岳・新和・松島の各分署に高規格救急車を更新するなど消防車両の維持及び充実強化を図りました。

- (5) 職員に消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力練成、規律の保持及び協同精神のかん養を図り、公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るようその資質を高めることを目的として、令和3年(2021年)4月に「人材育成教育訓練要綱」を制定し自主研さんに努めました。
- (6) 緊急車両の現場到着所要時間短縮については、聴覚・言語機能障害者に対する「Net 119」や外国人からの通報に対する「多言語三者間同時通訳」の導入により現場特定時間の短縮を図りました。

4. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

- (1) 天草圏域5箇所のごみ焼却施設を1箇所に集約するとして、新ごみ処理施設整備計画については、現本渡地区清掃センター隣接地である「天草市楠浦町立浦・観音地区」を建設予定地とし、令和元年度(2019年度)より用地買収、土地造成の基本計画・基本設計を行い、令和2年度(2020年度)には生活環境影響評価、施設整備基本計画を策定し、事業者選定委員会によるごみ処理方式及び事業者選定に係る審議を経て、令和4年(2022年)8月に入札手続きを開始、令和5年(2023年)8月に落札者と事業契約を締結しました。

しかし、運營業務の一つである焼却灰の資源化について、当初の事業提案と異なる業務不履行となる事案が発生し、入札そのものを無効として令和6年(2024年)6月に双方合意により契約を解除しました。

現在、あらたな新ごみ処理施設整備事業の再構築に取り組んでおり、令和6年度(2024年度)には、施設の基本構想及び地域計画を作成しました。

- (2) 既存のごみ焼却施設である、松島地区清掃センター及び本渡地区清掃センターの老朽化に伴い、新施設の稼働開始までの期間において、計画的・効率的な維持補修を実施しています。また、関係市町と連携を図り、更なるごみ減量化・資源化の取り組みを推進しながら、ごみ処理手数料の見直しを行いました。
- (3) 新白洲一般廃棄物最終処分場は、平成25年度(2013年度)に埋立てが終了し、覆土整地工事及び水質・発生ガス等分析調査を経て、令和4年(2022年)1月に県により施設の廃止が認定されました。現在、焼却灰などについては民間施設へ搬出して埋立てを行っています。

5. ごみ処理施設に附帯する集会所施設の設置及び管理運営に関すること

- (1) 松島地区清掃センターに附帯する集会所施設は老朽化が進んでいますが、周辺地域住民の会合や避難場所として活用されており、使用頻度も年々増加しているため、適切な維持管理に努めています。
- (2) 上天草市指定緊急避難所として平成29年(2017年)3月30日に「災害時における施設等の利用に関する協定書」を上天草市と締結しています。

第3 第4次広域計画から第5次広域計画への主な変更点

第4次広域計画から第5次広域計画への見直しにあたり、軽微なものを除く大きな変更については下記のとおりです。

1. 消防に関すること

- (1) 令和5年度(2023年度)に新苓北分署庁舎が完成し全ての庁舎の建替えが完了しました。今後はこれまでも進めてきた消防庁舎の長寿命化をより一層推進し、「消防体制の充実整備」と「消防体制の維持」へ向けて取り組みます。
- (2) 定員管理については、熊本県の受託業務である天草空港消防隊を13人の会計年度任用職員による運用から常備消防業務とすることとし、条例定数を12人増員し230人とします。働き方改革に向けた休暇取得の促進や普通退職者の増加等に対応するため、定年延長による再任用職員を効果的に配置するなど消防署所全体の安定的な人員を確保することにより、持続可能な消防業務体制の構築を目指します。
- (3) 救急行政については、救急救命士の2人搭乗をより確実なものとするために、救急業務に従事しない救命士数を考慮し救急救命士の養成目標を96人から102人へ引き上げます。
- (4) 火災予防体制の整備では、新たに「火災調査体制に関する施策」及び「火災予防分野におけるDX化の推進に関する施策」の2本の柱を追加し、類似火災の根絶、住民福祉及び業務効率の向上に努めます。
- (5) 消防力の維持強化として、近隣消防本部との連携や共同指令センター等も視野に入れた連携・協力を行うとともに、通信・指令業務におけるDX化の推進を図ります。

また、消防指令システム及び消防救急デジタル無線等の設備の更新にあたり、最新技術等を活かし、効率的、安定的な運用に努めます。

2. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

- (1) 「新ごみ処理施設整備・運営事業」の合意契約解除に伴い、今後あらたな「新ごみ処理施設整備・運営事業」を再構築する必要があるため、引き続き、「天草市楠浦町立浦・観音地区」の現本渡地区清掃センター隣接地を、新ごみ処理施設の建設地として、整備スケジュールを変更しました。
- (2) また、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、ごみ処理施設が統合されることから、天草圏域において安定的な適正処理を確保すると共に、自区内処理の原則を考慮して、安全で環境に配慮した新たな最終処分場整備の可能性を検討していくこととしました。

3. 広域計画の期間及び改定に関すること

- (1) これまで10年間の計画を立て、5年間で見直ししていたものを、5年間の計画に変更しました。

第4 第5次広域計画（R8(2026)～R12(2030)）の取り組み方針

1. 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること

(1) 主要目標

「公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営」

介護保険法の趣旨に基づき、関係市町と連携し、公正・公平な介護認定審査事務を行うとともに、持続性のある効率的な運営を推進します。

(2) 経緯

高齢化に伴い、寝たきりや認知症などにより要介護者が増加する中、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支える介護保険制度が平成12年(2000年)4月に施行されました。

天草広域連合では、介護保険に関する事務を広域的に処理するため、平成11年(1999年)10月に介護認定審査会を設置し、審査判定を開始しました。

(3) 現状と課題

公正・公平な審査判定を行うため、条例に定める定数170人以内のうち、天草圏域の関係団体などの推薦による医療、福祉、保健の各分野の学識経験者126人を介護認定審査会委員として委嘱するとともに、規則に定める合議体数20以内のうち、14の合議体を編成し、昼、夜に分けて介護認定審査会を各会場（6カ所）において開催しています。

また、介護認定審査会委員には、新任研修（委嘱前）と現任研修（年1回）を受講していただき必要な知識・技能の習得及び向上を図っています。

介護認定審査会を適切に運営していくためには、今後も各分野から委員の確保を図り、合議体編成や効率的な審査件数などを検討する必要があります。

（※上記数値はR6(2024) 4.1現在）

(4) 今後の方針

- ① 介護認定審査会については、医療、福祉、保健の各分野の関係団体と連携を密にしながら委員の確保を図り、円滑な審査会の運営を推進します。
- ② 認定審査会の簡素化や訪問調査員のタブレット導入等、調査員及び審査会委員等の事務負担の軽減を図ります。
- ③ 国の動向を注視するとともに、関係市町と情報の共有を図り、適切な制度の運営に努めます。

(5) 主要施策

- ① 介護認定審査会を円滑に運営するため、関係機関と連携し、委員の確保を図ります。
- ② 公正・公平な審査判定のため、研修などを実施し、委員の知識向上などを図ります。
- ③ 認定審査の平準化や一次判定の精度向上に資するため、審査会運営委員会や審査会委員連絡会などにおいて情報を提供し、意見交換を行いながら、関係市町及び委員との連携を図ります。
- ④ 関係市町と連携して、他圏域のシステム運用状況を参考に、より効率的な介護認定システムの開発及び適切な管理運営を行います。
- ⑤ 効率的な介護認定審査会の事務処理体制について、関係市町と協議・検討を進めます。

2. 広域サインに関すること

(1) 主要目標

「天草圏域の観光及び経済振興への貢献」

天草圏域の良好な景観の形成、情報の発信及び来訪者の円滑な誘導を広域的に行い、地域の観光及び経済振興へ貢献します。

(2) 経緯

天草広域サイン計画（実施主体：旧天草広域市町村圏協議会）に基づき、平成元年度（1989 年度）から 2 ヶ年事業で、天草全域において、一体的な統一デザインによる案内誘導観光サインを全国に先駆けて整備しました。

その後、国際化に対応するため、平成 18 年度（2006 年度）に、4 カ国語（日本語、英語、韓国語及び中国語）表記とするリニューアル事業を、平成 30 年度（2018 年度）に総合案内板の改修事業を実施しました。

(3) 現状と課題

広域サインは、天草圏域内外に 256 基を設置しており、圏域内は広域サインが所在する市町、圏域外は天草広域連合で維持管理を行っております。

しかしながら、設置箇所も多く、山間部の市町道など目が届きにくい場所によってはサインの汚れや欠損、表示名称が古いなど、一部サインの管理不備が課題となっています。

(4) 今後の方針

平成 30 年（2018 年）7 月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」をはじめとする天草圏域の宝を有効に活用しながら、関係市町の施策による新たな観光・文化拠点の誕生や令和 5 年（2023 年）2 月に開通した「天草未来大橋」などの道路整備の進捗、スマートフォンなどの情報通信機器の発達と高速情報通信網の普及など、社会インフラの変化と交流人口の増加を広域のかつ総合的に把握しながら、関係市町と連携して効果的な広域サインの在り方について検討を行います。

また、日本の伝統文化や景観等の人気に加え半導体関連企業の熊本進出により増加が見込まれる外国人観光客に向けた多言語対応ソフト等についても導入を検討します。

既設サインについては、関係市町と連携して継続的に維持管理を行っていくことはもちろんのこと、古くなったもの、支障のあるものについては、撤去や統合も含めた全体的なサインの整理についても検討を行います。

(5) 主要施策

- ① 関係市町、関係機関と連携し、幹線道路などに広域サイン活用による案内板などの設置及び見直しなどを実施します。
- ② 新たな観光・文化拠点の誕生や道路交通網の整備、情報通信機器の発達と高速情報通信網の整備に対応した効果的なサインの活用により、天草圏域の観光及び経済振興施策に貢献します。
- ③ 半導体関連企業の熊本進出により増加が見込まれる外国人観光客に向けた広域サインの多言語対応ソフト等についても検討を行います。
- ④ 関係市町と連携し、撤去、統合も含めた既設の広域サインの維持管理体制の構築を図ります。

3. 消防に関すること

(1) 主要目標

「安全で安心して暮らせるまち」

総合的な消防力の充実・確保により住民の生命と財産を保護し「安全で安心して暮らせるまち」を目指します。

(2) 経緯

昭和 23 年(1948 年)に消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足し、天草圏域においては、昭和 29 年(1954 年)に本渡市消防署が設置され、常備消防として活動を開始しました。

また、昭和 39 年(1964 年)に牛深市消防署が設置され、昭和 46 年(1971 年)、広域常備消防として 1 市 3 町(旧本渡市、旧有明町、旧新和町及び旧五和町)の本渡地区消防組合、昭和 48 年(1973 年)には、天草全市町による天草消防組合が発足し、平成 13 年(2001 年)7 月に消防事務を当広域連合へ統合編入し、現在に至っています。

(3) 現状と課題

- ① 市町合併後 20 年を経過することから、今後普通交付税の消防に係る基準財政需要額が減少する中、関係市町の財政運営はますます厳しい状況にあり、多様化する住民ニーズに応えていくため、限られた財源で円滑な活動ができる体制を構築する必要があります。
- ② 平成 28 年(2016 年)熊本地震以降も、災害対策基本法に基づく非常災害対策本部が設置された災害として、平成 30 年(2018 年)7 月豪雨、令和元年(2019 年)台風第 19 号、令和 2 年(2020 年)7 月豪雨、令和 6 年(2024 年)能登半島地震など、多くの人々が巻き込まれる自然災害が全国各地で発生しています。また、社会インフラの整備が進んだ現代の災害は複雑・多様化し大規模化の傾向にあります。海に囲まれた天草圏域は、唯一天草五橋のみで九州本土と接続しており、能登半島地震同様、一旦災害が発生した場合には孤立することも想定され、不測の事態に迅速、的確に対処するためには、本土部以上に危機管理体制の充実強化が求められます。
- ③ 「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通認識のもと、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日現在、2 市 1 町で 390 の自主防災組織が結成されています。今後はこれらの組織の活性化を図るべく、地域と関係機関、及び常備消防の連携を強化し、天草全域一致協力して防火防災対策を推進していく必要があります。

日頃から地域での防火・防災意識を高め、住民一人ひとりの自助・互助・共助意識を醸成するとともに、消防行政への住民の参画を促し、地域の防災行動力を高めることが「安全で安心して暮らせるまち」づくりには重要です。

- ④ 天草圏域では労働者世代の圏外流出による人口減少とともに、少子高齢化が急速に進んでおり、加えて圏内でも仕事場の広域化や本渡地区への人口集中などにより、中山間地域では消防団員が慢性的に不足していることから、今後ますます常備消防の重要性は大きくなっていくと思われます。関係市町及び地域の消防団と、より一層の連携を図りながら、常備消防においては機動力の充実による消防力の維持向上を進めて行く必要があります。
- ⑤ 高齢化が進む天草地域では、熱中症患者の増加も相まって今後も疾病構造の変化などにより救急出動需要は高い水準で推移していくものと考えられます。そのため救命率の向上を図るべく、医師会や医療機関など関係機関と連携したメディカルコントロール体制（医師の助言・指導体制）を充実・強化していくとともに、AED（自動体外式除細動器）の使用方法是はじめとした応急手当の普及を図るなど、住民の期待に応え得る救急行政を推進していく必要があります。
- また、全国的に軽症者による救急車の利用が増加傾向にあることから、いわゆる「通院困難軽症高齢患者」※が多く居住する天草地域においては、救急車の適正利用についての啓発活動と並行し、往診体制や訪問診療体制の拡充などについて、関係機関と協議していく必要があります。
- ⑥ 住民の防火意識の高揚とともに、住宅用防災機器等の設置管理、大規模地震時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカー等の設置が効果的です。さらに、特定の事業者に対しては、火災危険度の高い防火対象物に対する査察の実施及び危険物、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスを取り扱う事業所の防災体制の強化など、各種施策の推進が必要です。これらの火災予防対策を推進するためには、高度な専門的知識、技術及び柔軟な判断力を有する人材を育成することが求められています。
- ⑦ 天城橋（新天草一号橋）や天草未来大橋の開通など、主要幹線道路の整備により渋滞が緩和され、救急搬送時間の短縮が図られたものの、一方では上天草市松島地区の観光施設開業や崎津集落の世界文化遺産登録、御所浦町の恐竜の島博物館の開館などを契機に、天草を訪れる観光客は増加しており、多数の傷病者が生じる交通事故、大型イベント開催時の事故等にも適切かつ迅速に対応できる消防救助体制を整備する必要があります。

※「通院困難軽症高齢患者」とは、65歳以上の高齢者において、重症度が「軽症」かつ、救急外来転帰が「帰宅」の患者を、「通院困難軽症高齢患者」と定義している（一般財団法人 救急振興財団の調査から引用）。

令和5年(2023年)中の天草消防管内の全搬送患者数の77%が65歳以上の高齢者であり、そのうち31%がこの「通院困難軽症高齢患者」である。

(4) 今後の方針

「安全で安心して暮らせるまち」の実現に向け、重点的に取り組むべき次の4項目について、明確な目標を定めて積極的に推進します。

① 消防体制の充実整備、及び人材育成と組織の活性化を推進

消防体制の充実整備のため、総合的な消防力の充実・確保による効率的な組織体制を目指します。

また、消防職員の人材育成と地域の防災力を高め、消防・防災活動の充実を図ります。

(ア) 関係市町等で策定する国土強靱化地域計画と連携し、大規模災害や特殊災害に対応できる施設・装備の充実及び維持管理を目指すとともに、地域との連携協力を促進し、災害発生時の防災体制の確立を目指します。

厳しい財源の中で限られた人員で、合理的に3署10分署及び天草空港消防業務を含めた運営を維持・継続するため、消防体制の見直しを進めます。

(イ) 多様化する住民ニーズや新たな消防需要に対応し、消防サービスの充実を図るため、実効性のある職員研修や訓練を実施し、能力開発を積極的に行うとともに、全職員が働きやすくやりがいのある職場環境を整備し、組織の活性化につなげます。

(ウ) 自主防災組織の訓練参加を様々な年齢層に呼びかけるなど、防災リーダー育成に取り組む関係市町へ協力・支援するとともに地域防災力向上のための指導・助言を積極的に行います。

また、自主防災組織の各種活動に対し知識面、技術面で支援し、住民の災害対応力の強化を図ることで、住民の自主防災力の向上に努めます。

(エ) 地域の消防団員が減少する中、常備消防と非常備消防の連携を更に高め、天草地域の消防力の維持に努めます。

② 救急行政の推進

高齢化の進展や疾病構造の変化などにより増大する救急需要に、迅速、的確に対応できるよう救急体制の確立を目指します。

(ア) 傷病者の救命率を向上させるため、救急救命士の養成を計画的に進めていくとともに、救急救命士有資格者を積極的に採用するなど、常時2名の救急救命士が救急車に搭乗できる体制を目指します。

(イ) 「医療関係者間コミュニケーションアプリ」、「マイナ保険証を利用した救急活動システム」等を利用し、管内医療機関（二次医療機関）で対応可能なのか、救命救急センター（三次医療機関）での対応が必要なのかの判断を行うなど、適切な医療機関を選定し救命率の向上や予後の改善に努めます。

(ウ) 新型インフルエンザ等に対する保健所との連携、搬送困難事案解消に向けた医師会や医療機関との連携、D・N・A・R問題に対する福祉関係部局との連携など、様々な問題に対応できるよう関係機関との連携強化に努めます。

(エ) 救急車の到着までの間の応急処置は、救命率向上に大きな効果があることから、各種救命講習会を継続的に開催して救命のリレーの重要性を周知し、併せてAED（自動体外式除細動器）の利用促進を図るなど、住民への応急手当の知識習得を図ります。

③ 火災予防体制の整備

これまでの管内における火災の発生状況、近年の消防法令の改正等を踏まえ、住宅火災の発生の低減及び被害の軽減、事業所の違反是正の徹底に努めます。

また、行政手続きのＤＸ化を推進し住民サービスの向上に努めます。

(ア) 住宅火災による死者を出さないため、火災の危険性、住宅用火災警報器の設置及び維持管理等の情報を、ホームページや公式インスタグラム等の新たな広報媒体を積極的に活用し、高頻度でわかりやすい情報発信を行います。また、関係機関等と連携し、防災製品をはじめとする住宅用防災機器等の普及を推進します。

(イ) 重大な消防法令違反事例（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の未設置）については、違対象物の公表制度に基づき、防火対象物関係者の防火意識の改善を促すとともに、住民への情報提供を行います。

(ウ) 危険物施設からの漏洩事故は社会的に重大な影響を及ぼしかねないことから、適正な施設の維持管理及び流出防止措置等について徹底した指導に努めます。

(エ) 近年の製品の複雑化や生活様式の多様化に伴い、火災の原因も複雑・多様化し、原因究明は困難性が増し、また、火災件数の減少に伴い、火災調査業務に携わる機会も減り、実務に精通した職員を育成しにくい状況にあることから、火災調査に特化した職員の育成及び体制の強化に努めます。

(オ) 予防業務の進め方について点検・見直しを行い、行政手続きのＤＸ化を積極的に進め、住民サービス及び業務効率を向上します。

④ 消防力の維持強化

人的・財政的な資源に限られる中で現在の消防力を強化し、効果的に災害に対応できる体制を整備します。

(ア) 将来的に県内全域若しくは近隣消防本部での共同指令センターの運用も視野に、住民サービスの向上、整備費及びメンテナンス費の削減、消防体制の基盤強化、現場要員の充実等を図ります。

また、消防力を超越した大規模災害の発生を想定し、熊本県消防相互応援協定に基づく応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請をはじめ、島が孤立した場合の受援体制等を整えます。

(イ) 近年のＩＣＴ技術進展の流れを消防指令システム、消防救急デジタル無線等の消防分野にも取り入れ、ＤＸを促進し業務の効率化を図ります。

(ウ) 消防活動における中枢機構の役割を果たす消防指令システム及び消防救急デジタル無線等の設備の更新にあたっては、天草地域における最適かつ高度なシステム及び機器を構築し、効率的かつ安定的な運用に努めます。

(エ) 火災をはじめ複雑・多様化する事故の災害現場にいち早く到着し、的確な消防活動を行い、人命危険の排除及び被害の軽減を図っていくために、迅速な出動態勢を確立します。

(5) 主要施策

- ① 消防体制の充実整備、及び人材育成と組織の活性化を推進します。
 - (ア) 消防防災拠点の維持管理に関する施策
 - (イ) 人材育成と組織の活性化に関する施策
 - (ウ) 自主防災組織の訓練指導など消防行政への住民参画に関する施策
 - (エ) 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策
- ② 救急行政として次の施策を推進します。
 - (ア) 救急体制の充実強化に関する施策
 - (イ) 救急高度化事業に関する施策
 - (ウ) 医療機関及び他行政機関との連携強化に関する施策
 - (エ) 応急手当の普及啓発に関する施策
- ③ 火災予防体制の整備として次の施策を推進します。
 - (ア) 防火安全対策に関する施策
 - (イ) 違反処理体制に関する施策
 - (ウ) 危険物施設保安対策に関する施策
 - (エ) 火災調査体制に関する施策
 - (オ) 火災予防分野におけるＤＸ化の推進に関する施策
- ④ 消防力の維持強化として次の施策を推進します。
 - (ア) 消防力の連携・協力に関する施策
 - (イ) 通信・指令業務におけるＤＸ推進に関する施策
 - (ウ) 通信・指令設備の整備に関する施策
 - (エ) 緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策

4. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

(1) 主要目標

「天草圏域の循環型社会形成の推進」

天草圏域の豊かな自然や、健康で安全な生活環境を将来の世代に適切に引き継ぐため、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進します。

(2) 経緯

ごみ焼却施設は、昭和 52 年度(1977 年度)から旧本渡地区清掃センター及び旧松島地区清掃センターの供用を開始しましたが、施設の老朽化に加え、ごみ量の増大、ごみ質の多様化により適正な処理が難しくなったため「ごみ処理処分基本計画」を策定して、平成 8 年度(1996 年度)に松島地区清掃センター、平成 12 年度(2000 年度)に本渡地区清掃センターを移転改築し、供用開始しました。

一般廃棄物最終処分場は、平成 10 年度(1998 年度)に新白洲一般廃棄物最終処分場を供用開始しましたが、平成 25 年度(2013 年度)に埋立てが終了したことにより、現在は、焼却灰などについては民間施設へ搬出し、埋立てを行っています。

また、天草圏域内には、これらの施設以外に天草市が管理運営する 3 ヶ所のごみ処理施設と 1 ヶ所の最終処分場があります。

(3) 現状と課題

天草圏域のごみ焼却施設及び最終処分場の各施設とも更新の時期を迎えていることから、新たな施設の整備が必要であり、平成 29 年度(2017 年度)(令和 3 年(2021 年)3 月改定)に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」、令和元年度(2019 年度)に「施設整備基本計画」を策定しています。

ごみ処理施設の環境への負荷低減策として、ダイオキシン類の排出抑制のため広域化による全連続炉への取組みが求められており、熊本県の一般廃棄物処理広域化計画においては、「当面、100 トン/日規模以上の焼却施設の整備が可能な広域圏を形成し、将来的には処理能力 300 トン/日規模以上の拠点施設の整備が可能となる広域圏の構築を目指す。」とされています。

このため、新たな施設の整備では、それぞれの施設の現状を考慮しながら、天草圏域全体を見据えた効率的な処理体制の確立を図ることを基本に、ごみ処理の効率化を図るとともに、広域化に取り組むことにしております。

第 3 次計画で「天草市有明町須子地区・赤崎地区」としていた建設予定地は、地質調査により地盤の軟弱層が確認されたことから、「天草市楠浦町立浦・観音地区」に建設予定地を変更して事業を推進しています。

第 4 次計画では、新たな建設予定地において、新ごみ処理施設土地造成工事を令和

4 年度(2022 年度)に着工し、令和 6 年度(2024 年度)に完了となりましたが、令和 5 年度(2023 年度)に契約した新ごみ処理施設事業契約については、令和 6 年(2024 年)6 月に合意契約解除となりました。

今後、引き続き、新ごみ処理施設関係市町のごみ処理行政の基本方針と調和を保ちながら、住民の生活基盤である環境への負荷を低減する施策を実施することにより、天草圏域における循環型社会の形成を図るため、あらたな「新ごみ処理施設整備・運営事業」を再構築していく必要があります。

(4) 今後の方針

「天草圏域の循環型社会形成の推進」を図るため、次の 3 項目について重点的に取り組み、積極的な施策を展開します。

- ① ごみ処理については、関係市町と連携し、住民及び事業者の理解と協力のもと、廃棄物の発生を抑制し、適正な分別回収を行うことにより、天草圏域のごみ排出量の削減に努めるとともに、適正な処分の確保に資する施策を推進します。
- ② ごみ処理施設の整備にあたっては、住民の理解と協力のもと、天草圏域の既存のごみ処理施設の統廃合により、環境への負荷の低減及び廃棄物行政の効率化を図ります。
- ③ 循環できない廃棄物については、当面、圏域外の民間処分場へ搬出しながら、天草地域の実情に合わせた処分方針を構築していきます。

(5) 主要施策

- ① 関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携して、次の施策を推進します。
 - (ア) ごみの発生抑制及び減量化と再資源化
 - (イ) ごみ処理施設使用料の継続的な見直し
 - (ウ) 適正処理の指導の徹底
- ② ごみ処理施設の設置及び管理運営について、次の施策を推進します。
 - (ア) 天草圏域内 5 ヶ所のごみ処理施設の統廃合
 - (イ) ごみ処理施設の統廃合に伴う住民サービスの維持向上
 - (ウ) 既存施設の運営管理
- ③ 最終処分場の方向性について、次の施策を推進します。
 - (ア) 長期に渡る安定した最終処分方針の構築
 - (イ) 安全で環境に配慮した新たな最終処分場計画の検討

5. ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること

(1) 主要目標

「地域住民の福祉の増進と広域連合施設への理解の促進」

広域連合が設置している松島地区集会所が、地域コミュニティの場として地域住民の福祉の増進に寄与できるよう、適切な管理運営に努めます。

(2) 経緯

平成 11 年度(1999 年度)に松島地区清掃センターの敷地内に、ミニバレーボールなどができる体育館としての機能を備えた「松島地区集会所」を建設し、管理運営を行っています。

(3) 現状と課題

松島地区集会所の管理に当たっては、管理人を置かず、鍵の管理について、平日の昼間は職員が、平日の夜と土日及び祝日は清掃センター運転管理業務委託会社が行っていますが、新ごみ処理施設完成後、地域住民が引き続き松島地区集会所を有効活用できるよう、関係市町と協議する必要があります。

(4) 今後の方針

住民の利用を促進し、住民に親しまれる施設となるよう管理運営に努めます。

(5) 主要施策

- ① 松島地区集会所の管理運営について、次の施策を推進します。
 - (ア) 松島地区集会所の適切な維持管理
 - (イ) 新ごみ処理施設完成後における松島地区集会所の有効利用の促進

6. 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること

(1) 経緯

平成 11 年(1999 年) 7 月の広域連合設立と同時に介護認定審査会の運営に係る事務を中心に行ってきましたが、広域的な行政運営をさらに効率的かつ効果的に行うため、それぞれ圏域内の一部事務組合が行ってきた「ごみ処理事務」、「消防事務」及び「斎場事務」を平成 13 年(2001 年) 7 月に連合事務に加えました。

斎場事務については、平成 18 年(2006 年) 3 月に天草市へ移管、消防事務のうち災害弱者緊急通報センターの管理運営に関する事務については、平成 31 年(2019 年) 4 月に関係市町へ移管し、現在の連合事務処理体制となっています。

(2) 現状と課題

関係市町が広域合併により 2 市 1 町となっている現状から、地方分権や基礎的自治体の権能拡充の流れを考慮しつつ、厳しくなっていく地方財政の中で、今後の広域連合の事務の在り方について、協議・検討する必要があります。

(3) 今後の方針

関係市町の基本方針や諸施策と整合性を保ちながら、権限委譲事務、効率性が高く広域的検討を要する事務及び広域連合の事務の在り方についても調査検討を行い、関係市町と協議・検討を進めます。

また、関係市町と広域的な連携を基本とする計画などの策定が生じた場合は、協議・検討します。

(4) 主要施策

- ① 広域にわたる事務の在り方について次の施策を推進します。
 - (ア) 広域連合の事務の在り方の調査検討に関する施策
 - (イ) 権限委譲事務、広域的連携に基づく計画などの作成に関する施策
 - (ウ) 「天草圏域はひとつ」として関係市町業務の連携などの調査研究に関する施策

7. 広域計画の期間及び改定に関すること

この第5次広域計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

ただし、事務事業の追加など変更の必要が生じた場合は、天草広域連合議会の議決を経て改定します。